



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………一
- ………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（同）…一
- 兼用工作物の管理に関する協議成立……………一
- ………（建設局河川部指導調整課）…四
- 告示（公）……………五
- 警備員等の検定の実施……………五
- 告示（海区漁圃）……………五
- 平成二十二年東京漁調指示第一号（東京都八丈島海域に設置した浮魚礁における漁業の制限）の一部改正……………五
- 公告……………六
- 本人確認情報の利用及び提供の状況の公表……………六
- ………（総務局行政部振興企画課）…六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………九
- ………（生活文化局都民生活部管理法人課）…九
- 争議行為の予告……………二
- ………（産業労働局雇用就業部労働環境課）…二

告示

- 肥料検査成績の公表……………二
- ………（産業労働局農林水産部家畜保健衛生所）…二
- 都立海上公園有料施設の休場日……………三
- ………（港湾局臨海開発部海上公園課）…三

東京都告示第千四百二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

東京都知事 石原 慎太郎

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

江東区大島八丁目百四十六番及び同 平成二十二年十一月二十九日

番二

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課

東京都告示第千四百二十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十二年東京都告示第千三百十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月十九日

東京都知事 石原 慎太郎

一 指定を解除する区域 世田谷区経堂三丁目四百八十五

番二十の一部

- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

東京都告示第千四百二十六号

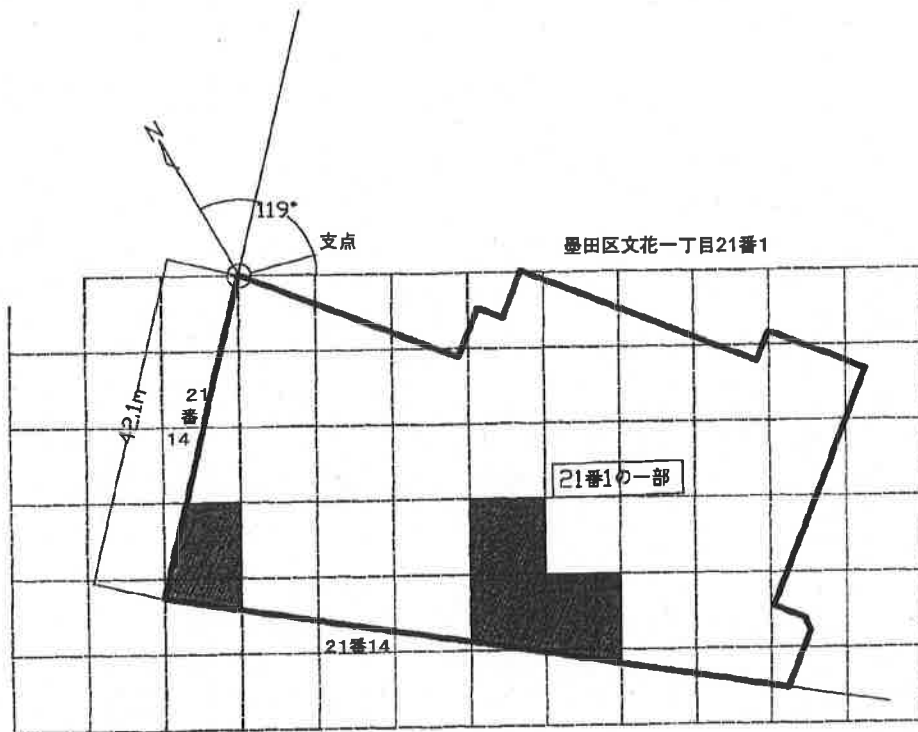
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月十九日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（墨田区文花一丁目二十一番一の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



別図

【支点】
 支点は、墨田区文花一丁目21番1の一部の土地の最北端(同番1と同番14との境界の最西端の点から北東に同境界線に沿って42.1m進んだ地点)とする。

【格子の回転角度:119度】
 支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 形質変更時要届出区域
- 単位区画境界線
- 筆界

◎東京都告示第四百二十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月十九日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区羽田空港三丁目一番の一部)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 別表一のとおり
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 別表二のとおり

別 図

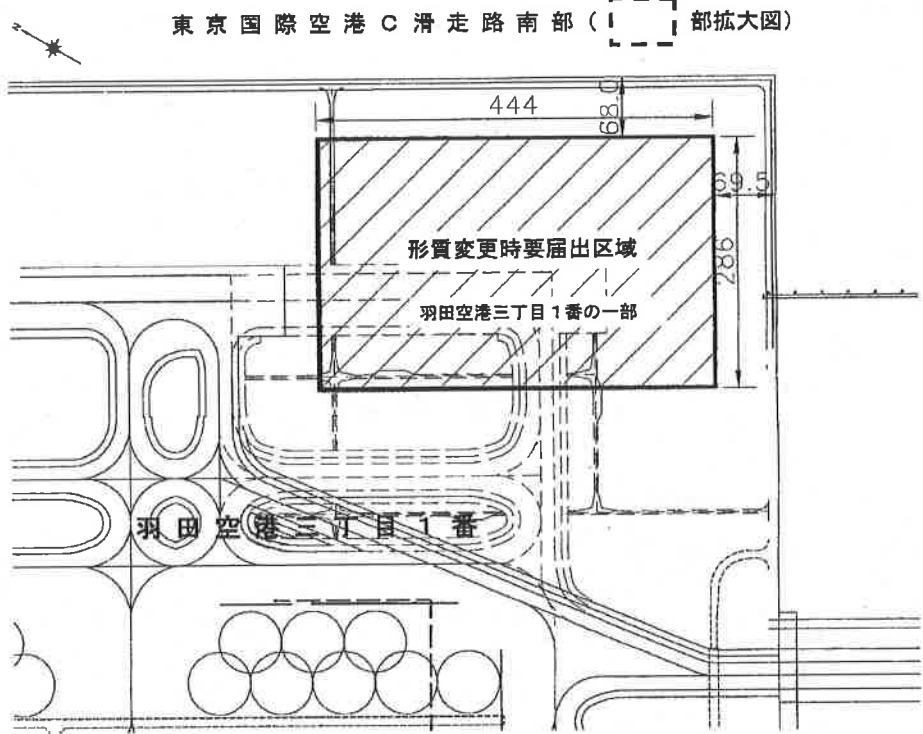
東京国際空港C滑走路南部 ([] 部拡大図)

凡 例



形質変更時要届出区域

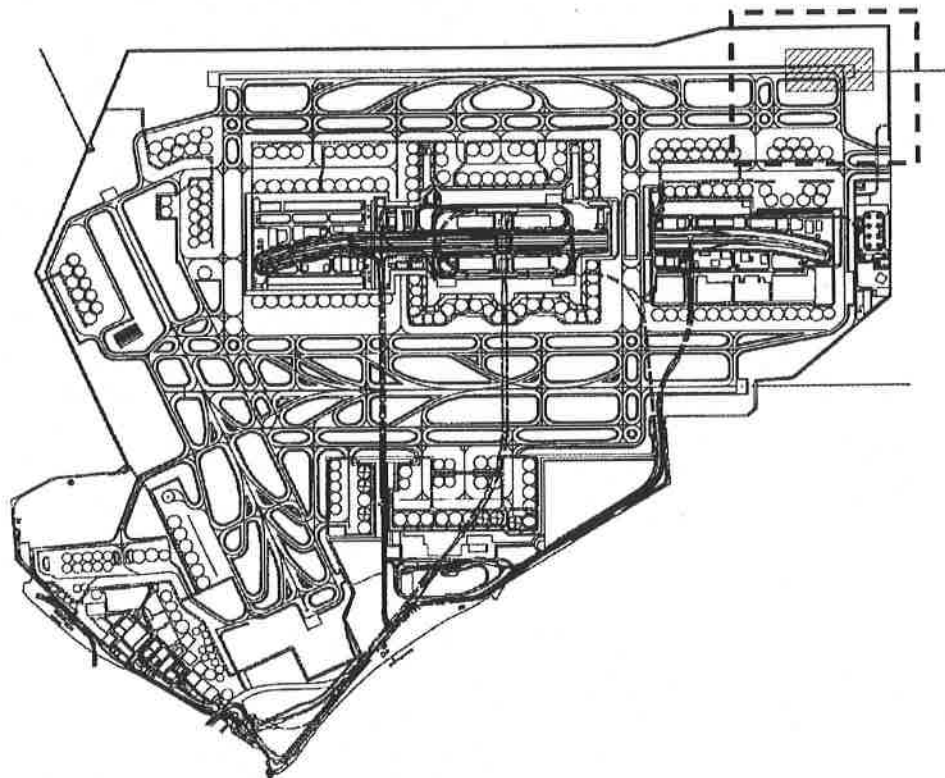
図中の寸法の単位はメートル



案 内 図

東京国際空港

東京国際空港C滑走路南部



別表一

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物
- 三 ニークロロ四・六―ビス(エチルアミノ)―一・三・五―トリアジン
- 四 シアン化合物
- 五 N・N―ジエチルチオカルバミン酸S―四―クロロペンジール
- 六 四塩化炭素
 - 七 一・二―ジクロロエタン
 - 八 一・一―ジクロロエチレン
 - 九 シス―二―ジクロロエチレン
 - 一〇 一・三―ジクロロプロペン
 - 一一 ジクロロメタン
 - 一二 水銀及びその化合物
 - 一三 セレン及びその化合物
 - 一四 テトラクロロエチレン
 - 一五 テトラメチルチウラムジスルフィド
 - 一六 一・一―トリクロロエタン
 - 一七 一・一―トリクロロエタン
 - 一八 トリクロロエチレン
 - 一九 鉛及びその化合物
 - 二〇 砒素及びその化合物
 - 二一 ふっ素及びその化合物
 - 二二 ベンゼン
 - 二三 ほう素及びその化合物
 - 二四 ポリ塩化ビフェニル
 - 二五 有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト及びエチルパラニトロフェニルチオホスホネイトに限る。)

別表二

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物
- 三 シアン化合物
- 四 水銀及びその化合物
- 五 セレン及びその化合物
- 六 鉛及びその化合物
- 七 砒素及びその化合物
- 八 ふっ素及びその化合物
- 九 ほう素及びその化合物

●東京都告示第千四百二十八号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十七条第一項の規定により護岸と鉄道施設との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、平成二十二年十一月十九日から起算して二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 河川の名称
荒川水系一級河川神田川
- 二 河川管理施設の名称又は種類
護岸
- 三 河川管理施設の位置
新宿区高田馬場二丁目二十五番地先から豊島区高田三丁目八百番地先まで
- 四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 西武鉄道株式会社
住所 埼玉県所沢市くすのき台一丁目十一番地の一
代表者の氏名 白山 進
- 五 管理の内容
(一) 鉄道専用施設(鉄道施設のうち土留め擁壁その他専ら鉄道施設の管理上必要なものをいう。以下同じ。)の改築、維持又は修繕
(二) 原則として鉄道専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間